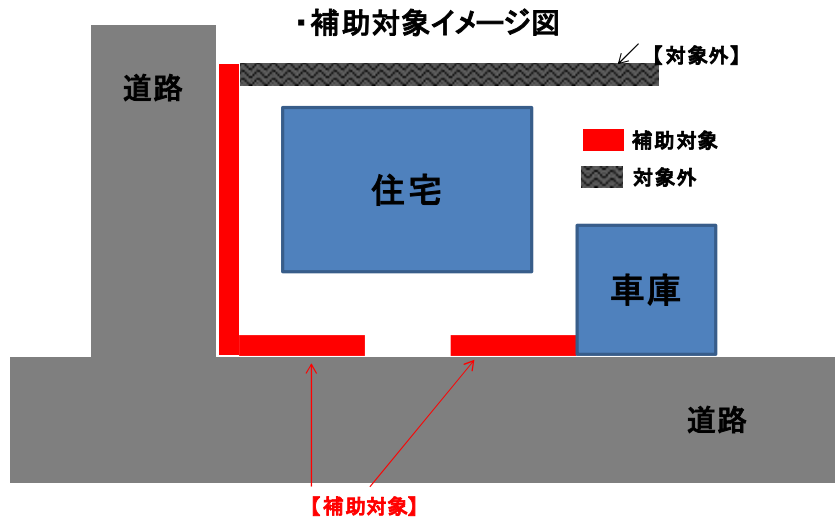


中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助金制度

◆補助対象

コンクリートブロック塀で、次の①②を満たすもの。

- ① 道路に面して設置されているもの
- ② 道路通行の安全を脅かす恐れのあるもの



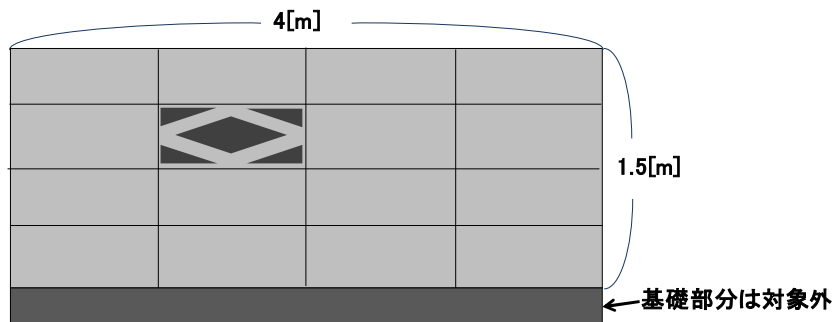
◆補助金額

○4,000[円] × 取壊しブロック塀の面積[m²]

※限度額は、100,000[円]

【面積計算の例】

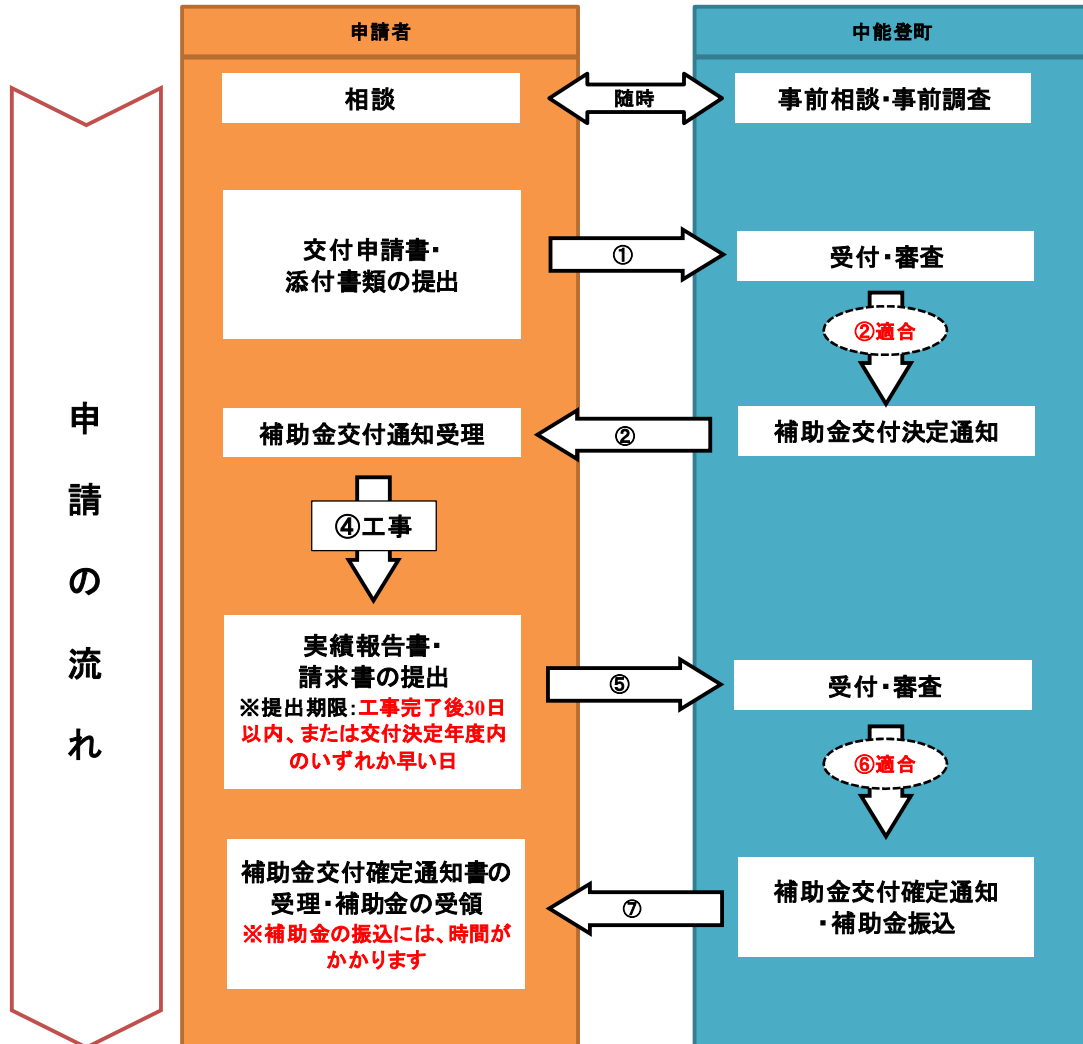
面積は「延長×高さ」で計算します。
下記の例では4[m] × 1.5[m] = 6[m²]となります。



この補助制度をご利用される場合は、塀の撤去前に申請が必要となりますので、
ご注意ください。

＜お問い合わせ先＞ 中能登町土木建設課 Tel : 0767-72-3921

中能登町危険ブロック塀の撤去に関する補助金



注意事項

- ・補助金交付決定前に工事を始めた場合補助金は交付されません。
- ・過去に同一敷地で補助金を受けている場合補助金は交付されません。
- ・申請者に町税の滞納がある場合補助金は交付されません。
- ・申請を中止または変更する場合は、速やかにご相談下さい。